

島根労働局発表

令和6年4月26日（金）

担

島根労働局雇用環境・均等室

室長 鈴木 圭

監理官 日高 徹

当

TEL 0852-20-7007



島根労働局
公式キャラクター
しじろー

「島根労働局の取組－令和6年度行政運営方針－」を策定しました

島根労働局（局長 いわみ ひろふみ 岩見 浩史）では、令和6年度における島根県内の労働行政の課題に的確に対応するため「島根労働局の取組－令和6年度行政運営方針－」を策定しました。

島根労働局は行政運営方針に基づき、地域社会経済の維持・発展のため、島根県や関係機関と連携し、県内の労働基準監督署及びハローワークと一体となり、島根県における総合労働行政機関として地域に密着したきめ細かな雇用・労働対策に積極的に取り組みます。

主なポイント（重点施策）

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進

- 1 リ・スキリングによる能力向上支援
- 2 成長分野等への労働移動の円滑化
- 3 中小企業等に対する人材確保の支援

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

- 1 フリーランスの就業環境の整備
- 2 仕事と育児・介護の両立支援
- 3 ハラスメント対策、働く環境改善等支援
- 4 安全で健康に働くことができる職場づくり
- 5 多様な人材の就労・社会参加の促進

島根労働局の取組

－ 令和6年度行政運営方針 －



島根労働局公式キャラクター
しじろー です。
島根労働局のいろいろな情報をお伝えしていきます！

島根労働局公式キャラクター誕生

キャラクター名：しじろー

島根労働局が、人々の生活に潤いを与え、豊かにしている「宍道湖のしじみ」のように、小さな身に秘めた沢山の栄養で働く人や会社を支える存在でありたい。「人と人」、「人と仕事」、「人と会社」の縁を結ぶ存在でありたいという思いを込めたキャラクターです。

目次

I 総合労働行政機関としての施策の推進	・・・ P 2
II 島根労働局の組織と業務内容	・・・ P 2
III 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄	・・・ P 3
IV 令和6年度の重点施策	

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等 ・・・ P 4

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
 - (1) 最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化
 - (2) 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金額の周知等）
 - (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底
 - (4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進 ・・・ P 5

- 1 リ・スキリングによる能力向上支援
 - (1) 地域の人材ニーズ情報の把握
 - (2) 職業訓練制度の周知・広報とキャリア形成支援
- 2 成長分野等への労働移動の円滑化
 - (1) 求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性の向上
- 3 中小企業等に対する人材確保の支援
 - (1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実
 - (2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援
 - (3) 介護分野における充足・定着支援の強化

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり ・・・ P 7

- 1 フリーランスの就業環境の整備
- 2 仕事と育児・介護の両立支援
 - (1) 育児・介護休業法の周知及び履行確保と、男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援
 - (2) 仕事と介護の両立ができる職場環境整備
 - (3) 育児・介護休業法の改正法案の成立した場合における改正内容の周知
- 3 ハラスメント対策、働く環境改善等支援
 - (1) 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進
 - (2) 女性活躍の促進のための支援
- 4 安全で健康に働くことができる職場づくり
 - (1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導、中小企業・小規模事業者等に対する支援、時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮に向けた支援
 - (2) 労働条件の確保・改善対策
 - (3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 - (4) 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 5 多様な人材の就労・社会参加の促進
 - (1) 障害者の就労支援

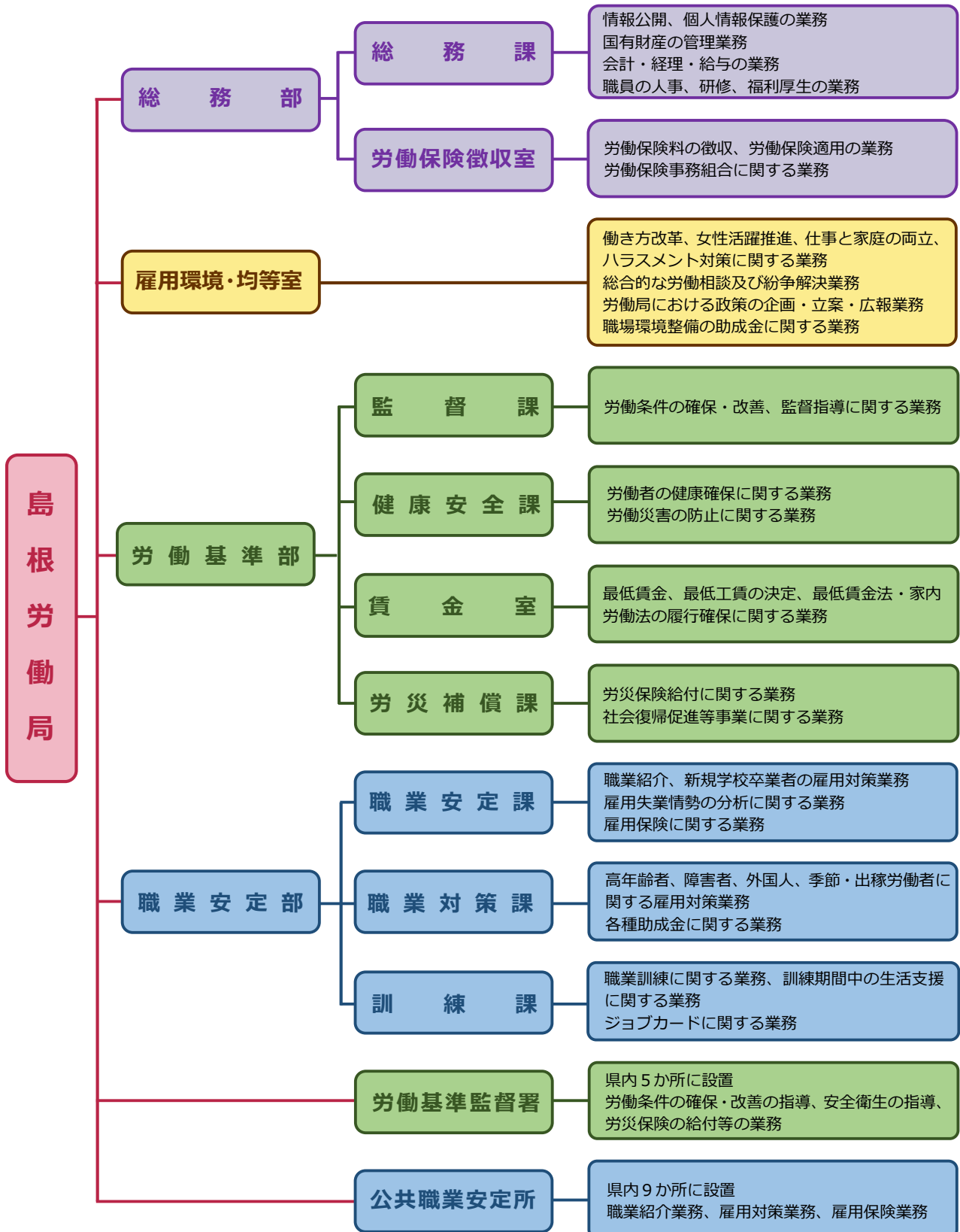
第4 労働保険制度の適正な運営 ・・・ P 14

V 令和6年度年間計画	・・・ P 15
-------------	----------

I 総合労働行政機関としての施策の推進

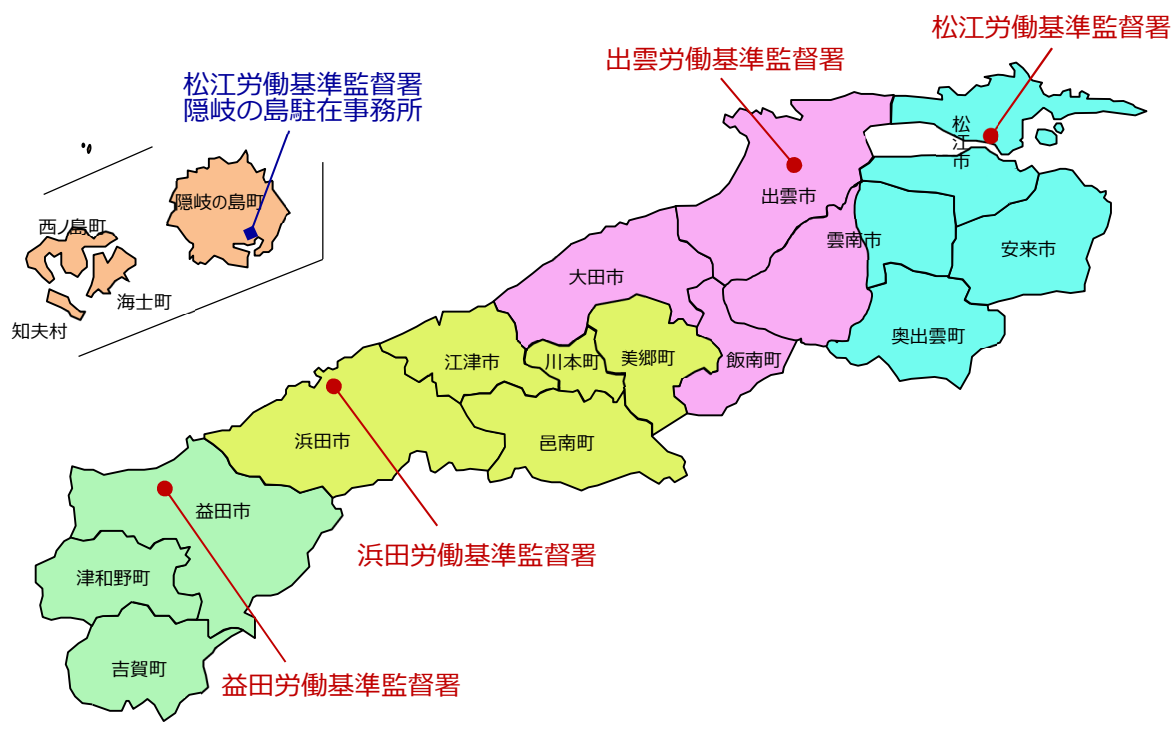
島根労働局は、地域社会経済の維持・発展のため、島根県をはじめ関係機関と密接に連携し、労働基準監督署及びハローワークと一体となり、島根県における総合労働行政機関として地域に密着したきめ細かな雇用・労働対策に取り組みます。

II 島根労働局の組織と業務内容

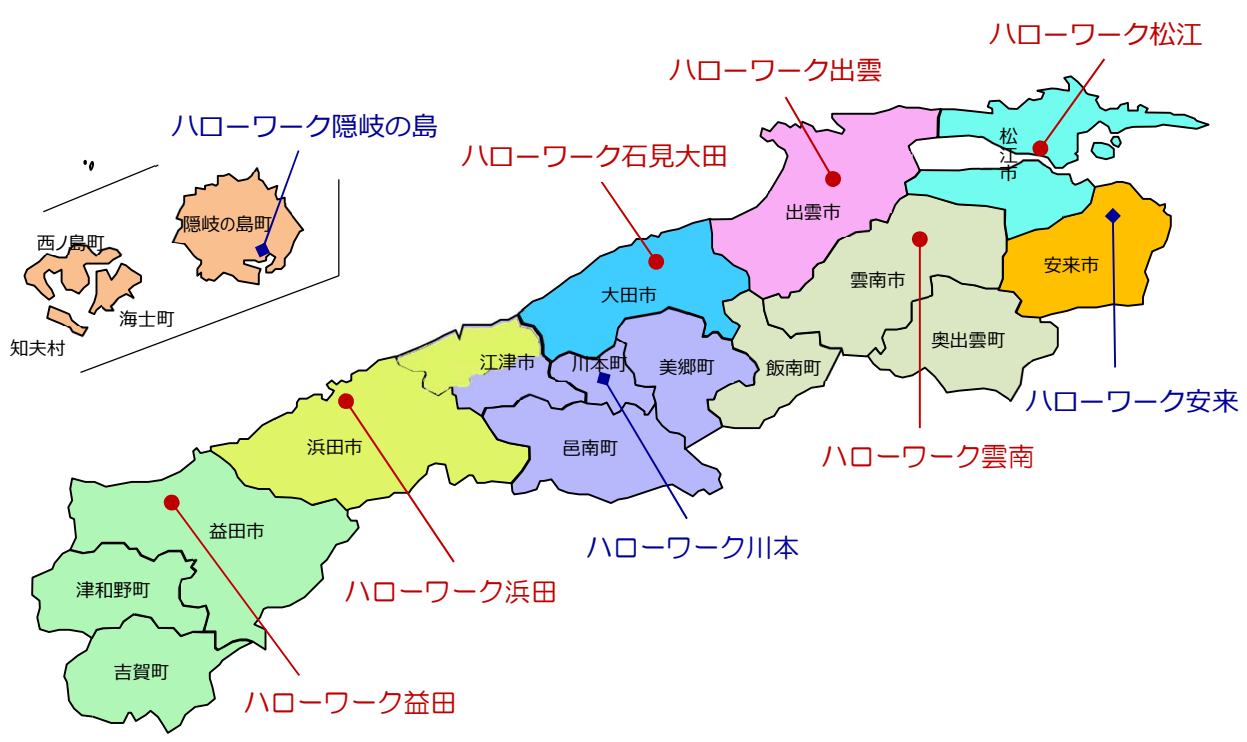


Ⅲ 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄

労働基準監督署管内概況図 ●労働基準監督署 4 ◆駐在事務所 1



公共職業安定所管内概況図 ●公共職業安定所 6 ◆出張所 3



IV 令和6年度の重点施策

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者等の処遇改善等

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1) 最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

最低賃金・賃金引上げに向け、業務改善や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、「業務改善助成金」を活用した取り組みがなされるよう、島根働き方改革推進支援センター等と連携し、支援を行います。

あわせて、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる好取組事例や地域の賃金等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援を行います。

(2) 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知等）

最低賃金制度の適切な運営に向け、県内の経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、改正決定された「島根県最低賃金」及び「特定最低賃金」については、県内の使用者団体、労働者団体、地方公共団体及び報道機関等の協力を得ながら広く周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導を行い、遵守の徹底を図ります。

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

非正規雇用労働者の待遇改善に向け、監督署による確認を通じて企業からの待遇等の状況に係る情報提供を受けるとともに、労働局による取組の実効性を高めるとともに、基本給・賞与の見直しを促す働きかけや、待遇改善に向けた支援策の周知によって企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新たに設けた「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、キャリアアップ助成金の各コースの周知、活用勧奨等を行います。

また、島根働き方改革推進支援センター(労働局委託事業)によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が委託する全国センターと連携を図りつつ、社会保険労務士等の専門家による窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等、きめ細かな支援を行います。

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金
問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440 (平日 8:30~17:15) 又は島根県労働局雇用環境・均等部 (室)

② キャリアアップ助成金
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

③ 中小企業向け賃上げ促進税制
問い合わせ先：中小企業支援サポートセンター

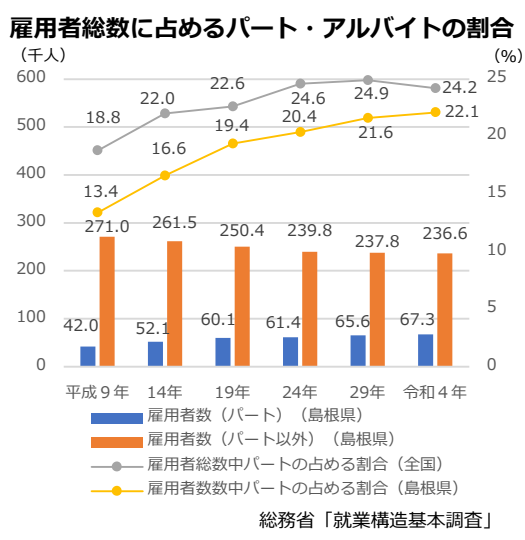
島根県最低賃金

時間額 **904円** 効力発生日 令和5年10月6日

島根県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイトを含む)とその使用者に適用されます。

確認しよう、最低賃金！
使用者も、労働者も、お互いに。

特定最低賃金	時間額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,034円	R5.12.2
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,010円	R5.12.9
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929円	R5.12.10
自動車・同附属品製造業	970円	R5.12.15
百貨店、総合スーパー	905円	R5.12.28
自動車(新車)小売業	960円	R5.11.29



第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 地域の人材ニーズ情報の把握

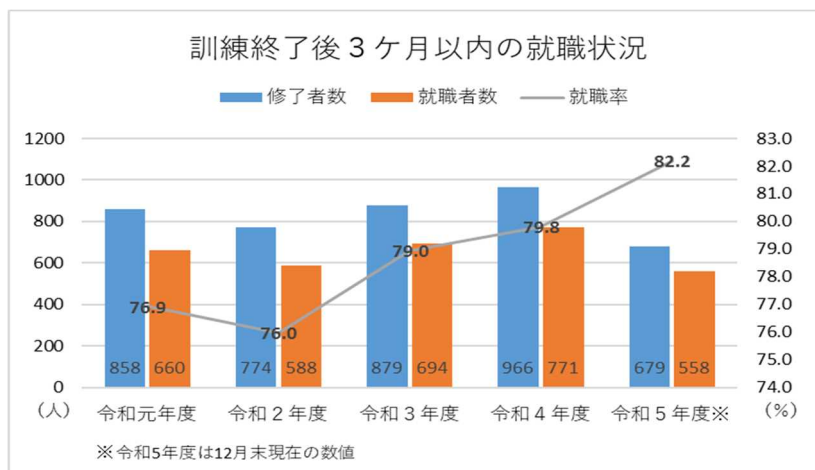
島根県との共催による地域職業能力開発促進協議会において、労使団体、教育訓練実施機関、民間職業紹介事業者、学識経験者等から地域の人材ニーズ情報を把握し、ニーズを踏まえたより精度の高い職業訓練コースの設定等を促進します。

また、個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を実施し、訓練カリキュラムの改善を図ります。

(2) 職業訓練制度の周知・広報とキャリア形成支援

非正規雇用労働者等の安定した職業への再就職や、福祉分野をはじめとする人手不足分野やデジタル分野等への就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練制度の積極的な周知・広報により、制度の活用を推進し訓練受講機会を確保するとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援を行います。

また、労働者の主体的なキャリア形成とリ・スキリングを支援するため、各ハローワークに「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。



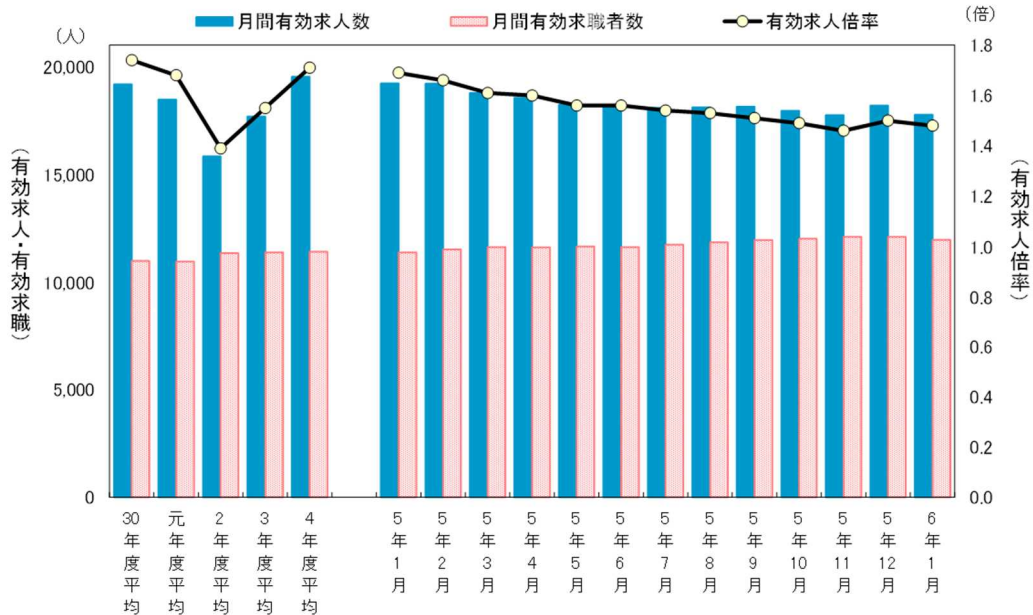
2 成長分野等への労働移動の円滑化

(1) 求職者と企業とのマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性の向上

求職者担当者制を積極的に実施することで求職者の希望条件や活動状況等を常に把握し効果的なマッチングを行います。同時に、事業所訪問等により求人票記載内容以上の情報を収集し、求職者に対し適格な求人を選定し提案する積極的求人提案型紹介を能動的に推し進め求人者の採用支援を行います。

また、オンラインの利点を生かしハローワークの利便性を向上するべく、SNSの積極的活用や、ハローワークシステムの求人者・求職者マイページの開設促進、オンライン職業相談の推進に取り組んでいきます。

求人、求職及び求人倍率の推移



3 中小企業等に対する人材確保の支援

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいては、求人者の利便を向上するため、オンラインを活用した求人受理を推進しており、令和5年度（令和6年1月末時点）には86.6%の求人をオンラインで受理しています。今後、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行い、窓口のみならずSNS等を活用して幅広く周知するなど、求人充足に向けたサービスを強化し、地域の雇用の総合的サービスセンターとして求人者支援の充実を図ります。

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野などの人手不足分野のマッチング支援を強化するため、労働局単位の協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワーク松江の「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

(3) 介護分野における充足・定着支援の強化

介護分野における職業紹介については、ハローワーク及び島根県福祉人材センターが、事業所の雇用管理の改善や能力開発については介護労働安定センター島根支部がそれぞれ担っているところですが、令和6年度は介護事業所に対する集中支援期間として設定し、人材確保の取組みを支援する「充足・定着支援パッケージ」を実施します。ハローワークと介護労働安定センターがこれまで以上に密接に連携し、介護事業所の求人充足（人材の採用）から、人材の職場定着をパッケージ化して同時に支援します。

(2) 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

地域包括支援センター等と連携し、あらゆる機会を通じて介護休業制度等の周知を行うとともに、介護離職を予防するための企業の取り組み全体像を示した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及や、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業を取得・職場復帰させた事業主等に対する両立支援助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。

(3) 育児・介護休業法の改正法案の成立した場合における改正内容の周知

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業取得率に係る公表義務の対象を300人超の事業主に拡大すること、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知強化等を内容とする育児・介護休業法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容の周知に取り組みます。

3 ハラスメント対策、働く環境改善等支援

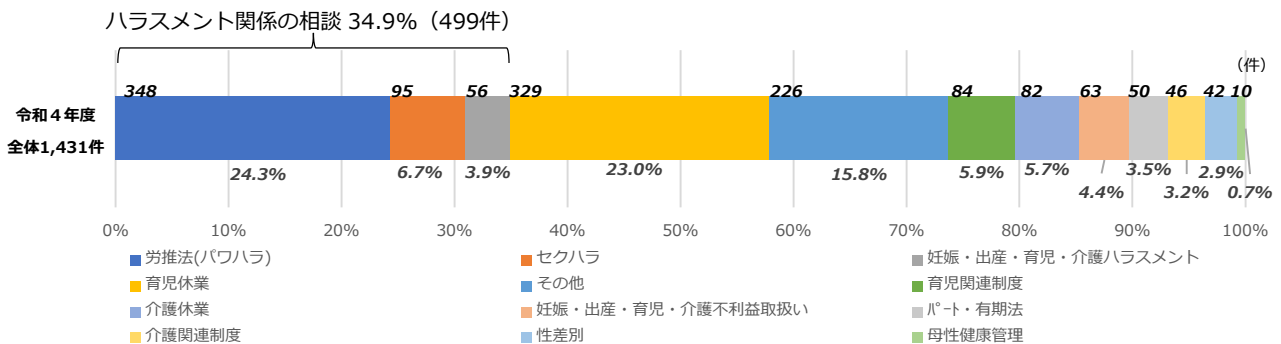
(1) 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるとともに、働く人の能力の発揮を妨げるなど、あってはならないことです。このため、事業主に対してハラスメントの防止措置義務の履行確保の徹底を図るとともに、職場において適切なハラスメント防止対策が講じられるよう、厚生労働省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進等を図ります。

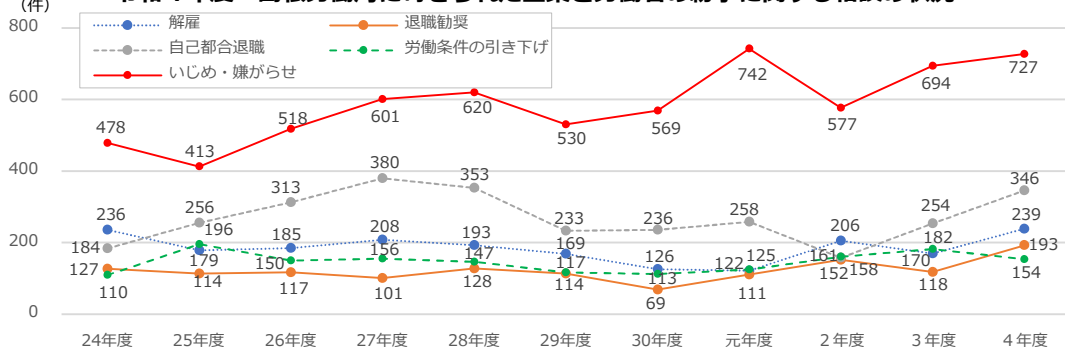
また、就職活動中の学生等に対するハラスメントや、カスタマーハラスメントへの防止対策を推進するため、周知啓発を実施します。



令和4年度 島根県における男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に係る相談実績



令和4年度 島根労働局に寄せられた企業と労働者の紛争に関する相談の状況



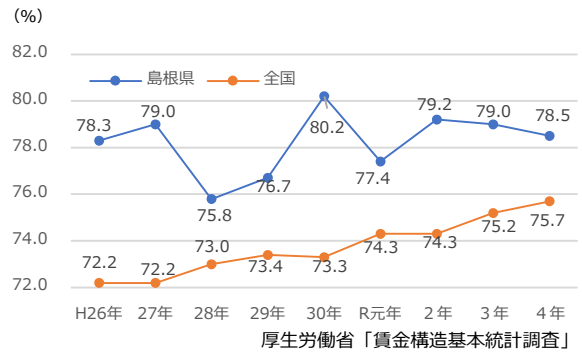
(2) 女性活躍の促進のための支援

令和4年7月に施行された女性活躍推進法に基づく改正省令により、常時雇用する労働者数301人以上の事業主に、男女の賃金の差異に係る情報公表が義務付けられました。

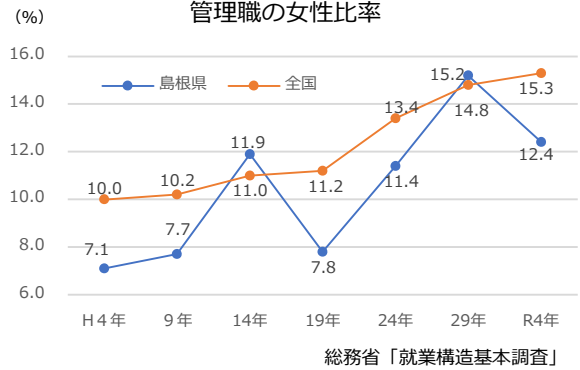
男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであるため、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図るとともに、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促し、併せて「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図ります。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援と履行確保を図りつつ、「えるぼし」「プラチナえるぼし」の認定取得促進を図ります。

男女労働者の賃金格差



管理職の女性比率



「えるぼし」マーク

「プラチナえるぼし」マーク



島根労働局認定企業数（令和6年1月末現在）

えるぼし 7社（全国 2,574社）

プラチナえるぼし 0社（全国 48社）

えるぼしマークとは、女性の活躍が優良な企業として女性活躍推進法に基づき認定を受けた企業が表示できるマークです。えるぼしマークは認定段階により1つ星、2つ星、3つ星があり、達成した評価項目数で★の数が異なります。プラチナえるぼしマークは、えるぼし認定企業のうち、特に優良である企業が表示できるマークです。認定を受けた企業は、商品や広告等に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRでき、優秀な人材確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

4 安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導、中小企業・小規模事業者等に対する支援、時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮に向けた支援

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導を徹底するほか、11月の過労死等防止啓発月間における取組内容の周知・啓発等を関係機関・団体と連携して集中的に行います。

全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や、中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知や、テレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細かな相談・支援等を行います。

建設業、自動車運転業務、医師に係る時間外労働の上限規制の適用については、特設サイト等を通じて関係制度等の必要な周知を行うとともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主に対する助成金の活用を促進し、支援を行います。



令和4年度に実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する重点監督結果

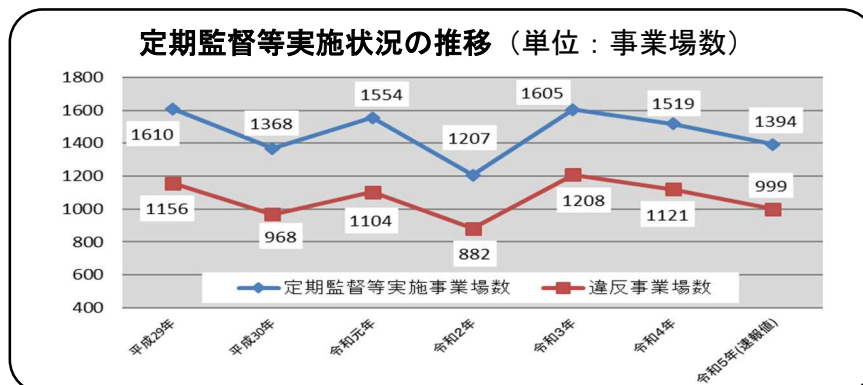
監督実施事業場数	365 事業場 (違反率)
①違法な時間外労働があったもの	110 事業場 (30.1%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの	32 事業場 (29.1%)
②過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	85 事業場 (23.3%)

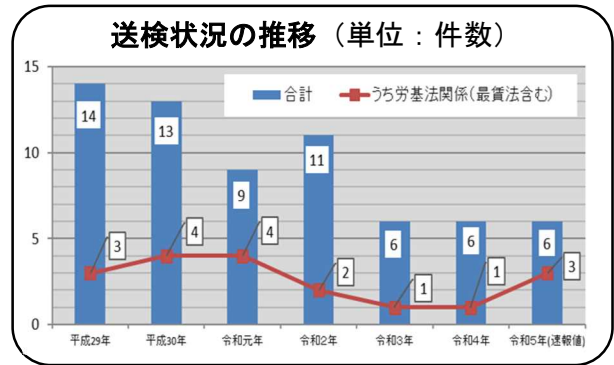
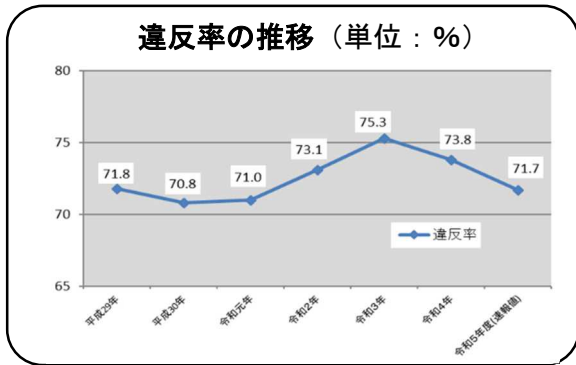
(2) 労働条件の確保・改善対策

賃金や労働時間、休憩・休日などの基本的な法定労働条件に関し、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。また、重大・悪質な事案に対しては、送検も含め厳正に対処します。

特に、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において、賃金不払残業が認められた場合には是正を指導します。

また、労働契約関係の明確化のための制度見直し等について、周知・啓発を図ります。

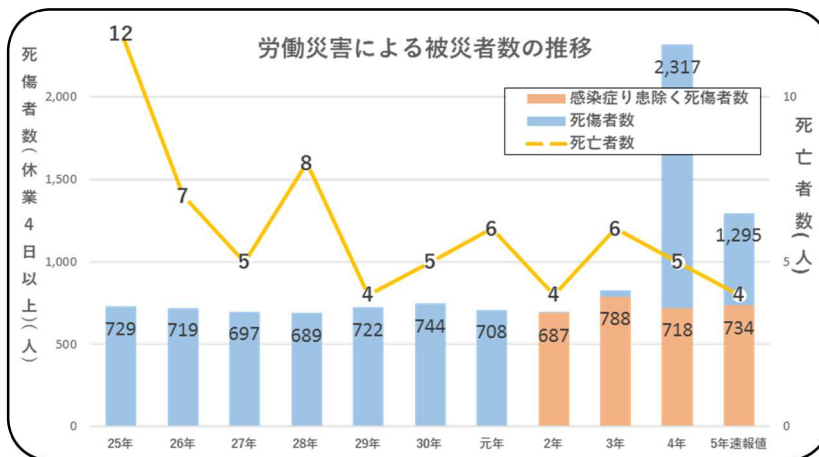




(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

島根県内では、2023年に4人の尊い命が労働災害により失われ、2024年2月速報値で734人（新型コロナウイルス感染症り患によるものを含めると1,295人）の方が休業4日以上の労働災害にあわれています。

こうした状況を踏まえ、島根労働局第14次労働災害防止計画では、行動災害、災害多発業種や高齢労働者をはじめ、以下の様々な方に対する労働災害防止対策を推進し、死亡者数を2023年から2027年の5年間に於いて平均4人以下、死傷者数を2022年と比較して2027年に減少させることを目指すとともに、労働者の健康確保を図ります。



「治療と仕事の両立支援」

働きながら病気や怪我で休む必要が生じたとき、治療と仕事の両立支援を受けることができます。

島根県域両立支援推進チーム

- 労働者
- 事業者
- 労働局
- 労働組合
- 医療機関
- 介護施設
- 福祉サービス事業者
- 民間企業
- NPO・NGO
- 自治体
- 関係機関

労働災害防止に取り組むしまね介護施設を紹介します

島根県内の介護施設では、転倒や運搬等労働者自身の行動がきっかけとなる「行動災害」が全体の2/3を占めています。また、介護施設に於けるため、6割が転倒、5割が足の痛みを経験されています。

県内の介護施設をより安全な職場にするため、行動災害労働防止に取り組む事例を紹介いたします。今後SAFEコンソーシアムや、しまね介護+Safe協議会の取組のもと、より安全な介護施設を応援していきます。

SAFEコンソーシアムとは？

しまね介護+Safe協議会・島根労働局

社会福祉法人やまゆり[出雲市]の事例

通勤ポイントカードを導入しています

「通勤ポイントカード」を定期的に更新し、通勤の機会を確保することができ、安心して通勤することができています。

通勤を管理することで、働き甲斐やモチベーションが上がり、転倒防止となります。少しでも毎日通勤したら賞状や500円の現金！参加した職員全員に参加賞としてステッカーコーヒーがもらえます！

社会福祉法人梅寿会[益田市]の事例

ラジオ体操を毎日実施しています

毎日、朝8時40分からラジオ体操を行っています。全身を使ったストレッチで気分もリフレッシュ、身体が暖かくなり、健康活動のほか、暑も上がりやすくなるので、転倒防止にも役立っています。

社会福祉法人よこた福祉会[興出町]の事例

高齢で働き続けるために、セルフチェックを実施！

高齢労働者の労働災害を防止する取組の一つとして、セルフチェックを実施しています。認知能力や身体の状態を定期的にチェックして、安全に働き続けるように、再発防止を行っています。

今では高齢者に限らず、高齢者は誰でも参加でき、健康維持や転倒防止などに効果も上げています。

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

小売業や介護施設を中心に多発する転倒や腰痛等の行動災害を防止するため、しまね+Safe協議会における情報収集、展開等を通じて県内全域の安全衛生に対する機運醸成を促します。また、増加傾向にある高齢労働者の労働災害を防止するため、引き続きエイジフレンドリーガイドラインの周知を図ります。

イ 労働災害が多発する業種への労働災害防止対策

死亡災害を撲滅するため、建設業における墜落・転落災害防止対策や、林業における伐木作業の安全対策の徹底等を指導します。

ウ メンタルヘルス対策及び産業保健活動の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。また、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の周知や、指針に基づく取組の促進を図ります。

エ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

令和6年4月に施行される新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令改正について、その円滑な実施のため周知・指導を行います。

また、労働者の化学物質のばく露防止に重要となる呼吸用保護具の適正使用について、フィットテストの円滑な導入に向けて周知を図ります。

さらに、建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告等、令和2年7月に改正された石綿障害予防規則の周知を図ります。

オ 治療と仕事の両立支援

島根県地域両立支援推進チームの活動を通じ、県内の関係者（島根県、医療機関、労使団体、島根産業保健総合支援センター等）と連携し、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を図ります。

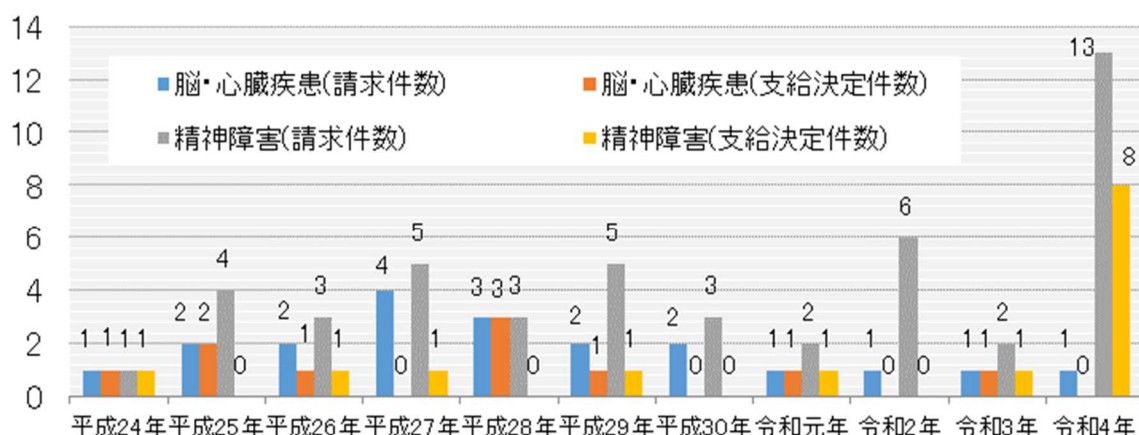
また、島根産業保健総合支援センターが実施する両立支援に関する相談、研修講師の派遣、両立支援コーディネーターの養成等の各種支援について利用促進を図ります。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険制度の適正な運営を行うため、労災請求勧奨をはじめ関係制度の周知を徹底します。特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案については、認定基準等に基づき、労働局・監督署が一層連携し、被災労働者の保護を図るため、迅速かつ適正な事務処理を推進します。

脳・心臓疾患、精神障害に係る労災補償状況

(単位：件、年度ごと)



5 多様な人材の就労・社会参加の促進

(1) 障害者の就労支援

ア 地域の関係就労支援機関等との連携

島根障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関と連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図ります。

イ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援

改正障害者雇用促進法により、令和5年4月からの新たな法定雇用率が2.7%（公務部門3.0%）とされ、令和6年4月から2.5%（公務部門2.8%）、令和8年7月から2.7%（公務部門3.0%）に段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられる予定です。このため、県内企業において雇用率未達成企業が一定数増加することが見込まれることから、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる37.5人以上～43.5人未満規模の企業への周知・啓発を強化するとともに、障害者の計画的な雇入れを促進します。

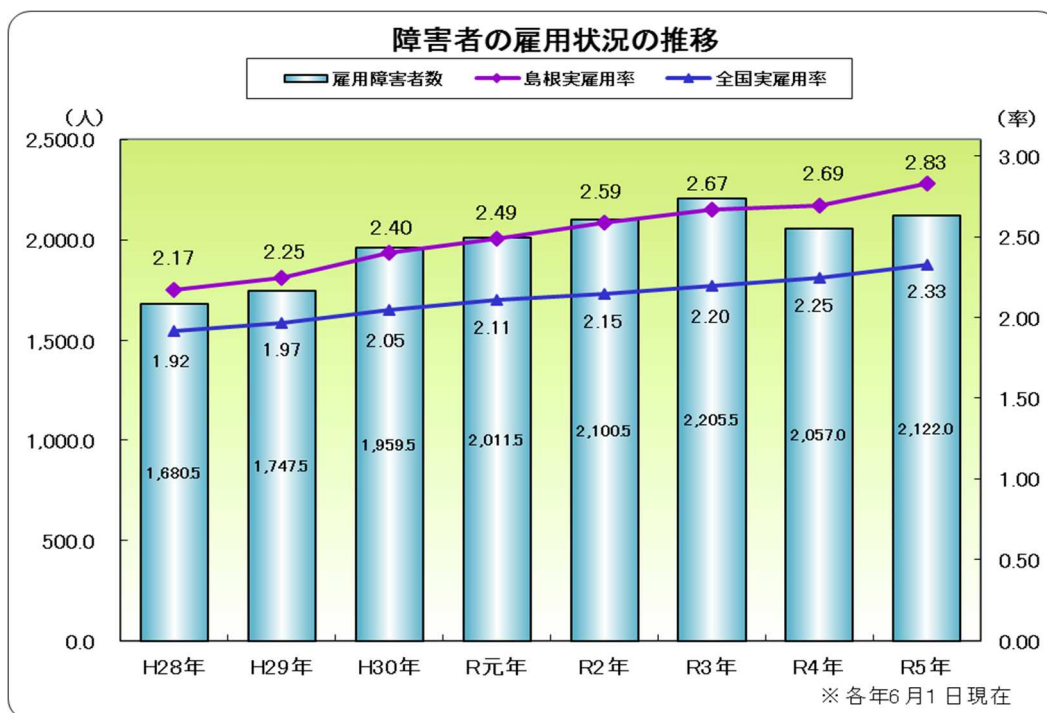
また、法改正の趣旨を踏まえ、事業主がキャリア形成の支援を含む適正な雇用管理に一層取り組むよう、雇用の質の向上に向けた事業主への助言・指導を積極的に行うとともに、雇用率達成指導等、事業主と接触する機会において、令和6年度から新設される障害者雇用相談援助事業の周知と利用勧奨を行います。

なお、公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、引き続き啓発・助言等を行うとともに雇用される障害者の定着支援を推進します。

ウ 多様な障害特性に対応した就労に向けたチーム支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、多様な障害特性に対応した就労支援を実施するとともに、地域の関係機関と緊密に連携したチーム支援を実施します。

また、発達障害等により就職活動に際し困難な課題を抱える学生等に対して、大学等と連携し、支援対象者の早期把握を図り、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援に取り組むとともに、難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援体制の強化を図ります。



第4 労働保険制度の適正な運営

1 労働保険適用徴収業務の適正な運営

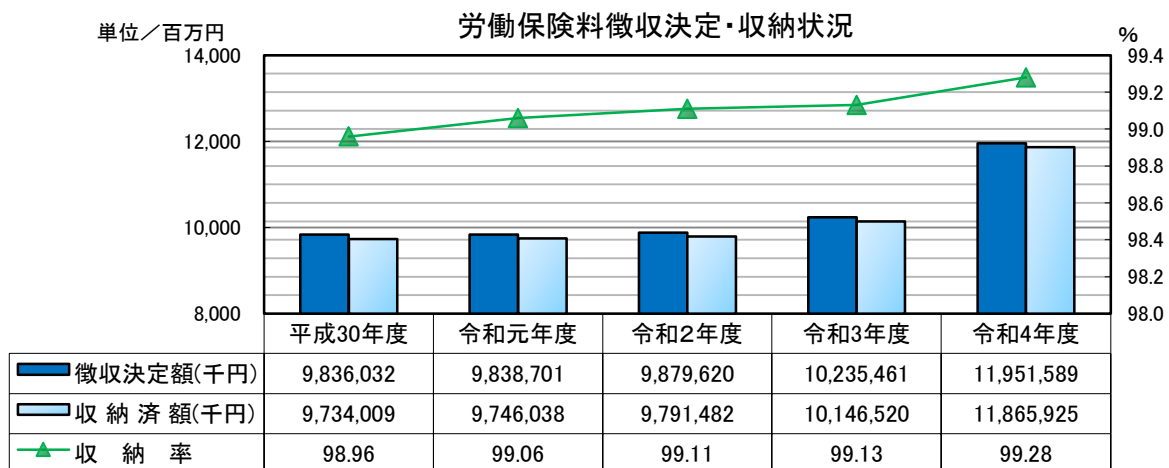
労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政における各種施策を推進する財政基盤となる重要なものであり、労働保険制度の健全で安定的な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上等の観点から、次のとおり適正な運営に取り組みます。

(1) 未手続事業一掃対策の推進

労働局、監督署及びハローワーク、労働保険未手続事業一掃業務の受託者及び他の関係機関と連携し、未手続事業の積極的かつ的確な把握及び手続指導を行います。また、手続指導を複数回行っても自主的に成立手続きを行わない事業については、職権成立手続を積極的に実施します。

(2) 収納未済歳入額の縮減

労働保険制度の安定的な運営を確保するためには、労働保険料の収納率を高い水準で維持し、収納未済歳入額の縮減が必須であることから、滞納整理（差押えの強化を含む）、納付督促等の徴収業務に積極的に取り組みます。また、口座振替納付制度について、一層の利用促進を図ります。



(3) 電子申請の利用促進

行政手続コストの削減及び利便性の向上、デジタル化の推進のため、労働保険関係手続きにおける電子申請の周知と利用促進を図ります。

V 令和6年度年間計画

月	月間・キャンペーン等	会議等	その他
4	・「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン（4月～7月） ・滞納整理強化月間（4月）		
5	・電子申請利用促進月間	・しまね働き方改革推進会議 ・島根労働災害防止団体連絡協議会 ・島根新卒者等人材確保推進本部会議 ・島根県生活保護受給者等就労自立促進 事業協議会	
6	・外国人労働者問題啓発月間	・建設工事関係者連絡会議 ・雇用移行推進連絡会議 ・しまね就職氷河期活躍支援プラット フォーム会議	・合同労働相談会 ・最低賃金に関する基礎調査
7	・全国安全週間	・島根地方最低賃金審議会（7月～3月） ・公正採用選考人権啓発協力員会議 ・島根県林業雇用改善等推進会議	・賃金構造基本統計調査 （7月～8月）
8		・島根県最低賃金専門部会	
9	・職場の健康診断実施強化月間	・特定最低賃金専門部会（9月～10月） ・地域両立支援推進チーム連絡会議 ・公正採用選考対策協議会 ・島根県農林漁業就業等対策・連絡協議会	・障がい者雇用促進フォーラム
10	・全国労働衛生週間 ・年次有給休暇取得促進期間	・就職支援ナビゲーター（一体支援分・ 就労支援分・定着支援分）研修会 ・しまね+Safe セミナー	・合同労働相談会
11	・過労死等防止啓発月間 ・過労死等防止啓発月間・過重労働解消 キャンペーン （過重労働解消キャンペーンに伴う ■ベストプラクティス企業との意見交換 ■過労死等防止対策推進シンポジウム ■過重労働解消のためのセミナー ■重点監督指導） ・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間 ・島根産業安全衛生大会 ・労働保険未手続事業一掃強化期間 ・人材開発促進月間	・島根地方労働審議会 ・労働者派遣事業適正運営協力員会議 ・しまね就職氷河期活躍支援プラット フォーム会議 ・島根県地域職業能力開発促進協議会	・家内労働実態調査 （外衣・シャツ製造業最低工賃）
12	・ハラスメント撲滅月間 ・滞納整理強化月間（12月）		
1		・安全衛生労使専門家会議	
2	・滞納整理強化月間（2月～3月）	・高等学校等就職問題検討会議	・合同労働相談会
3		・島根地方労働審議会 ・島根県地域職業能力開発促進協議会 ・しまね小売+Safe 協議会 ・しまね介護+Safe 協議会 ・雇用移行推進連絡会議	・労働者派遣事業主向けセミナー

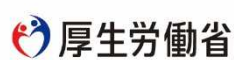
島根労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧

島根労働局		電話番号	所在地
総務部	総務課	0852(20)7001	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階
	労働保険徴収室	0852(20)7010	
雇用環境・均等室	企画担当	0852(20)7007	
	指導担当	0852(31)1161	
労働基準部	監督課	0852(31)1156	
	健康安全課	0852(31)1157	
	賃金室	0852(31)1158	
	労災補償課	0852(31)1159	
	分室（合同庁舎 4 階）	0852(60)0855	
職業安定部	職業安定課	0852(20)7016	
	職業対策課	0852(20)7020	
	訓練課	0852(20)7028	

労働基準監督署	電話番号	所在地	管轄区域
松江労働基準監督署	0852(31)1165	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階	松江市、安来市、雲南市（うち大東町、加茂町、木次町）、仁多郡、隠岐郡
隠岐の島駐在事務所	08512(2)0195	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎 1 階	
出雲労働基準監督署	08512(2)1240	〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13-3 出雲地方合同庁舎 4 階	出雲市、大田市、雲南市（うち三刀屋町、吉田町、掛合町）、飯石郡
浜田労働基準監督署	0855(22)1840	〒697-0026 浜田市田町 116-9	浜田市、江津市、邑智郡
益田労働基準監督署	0856(22)2351	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 3 階	益田市、鹿足郡

公共職業安定所 (ハローワーク)	電話番号	所在地	管轄区域
松江公共職業安定所	0852(22)8609	〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階	松江市
隠岐の島出張所	08512(2)0161	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎 1 階	隠岐郡（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）
安来出張所	0854(22)2545	〒692-0011 安来市安来町 903-1	安来市
駅前しごとプラザ松江	0852(28)8700	〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3 階	
松江新卒応援ハローワーク	0852(28)8609		
マザーズコーナー	0852(20)2949		
松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス	0852(20)7557	〒690-8540 松江市末次町 86 番地 松江市役所 1 階	
浜田公共職業安定所	0855(22)8609	〒697-0027 浜田市殿町 21-6	浜田市、江津市（桜江町を除く）
川本出張所	0855(72)0385	〒696-0001 邑智郡川本町川本 301-2 川本地方合同庁舎 1 階	江津市のうち桜江町、邑智郡（川本町、美郷町、邑南町）
ワークステーション江津	0855(54)0952	〒690-0011 江津市江津町 1518-1 江津ひと・まちプラザ（パレットごうつ） 2 階	
出雲公共職業安定所	0853(21)8609	〒693-0023 出雲市塩冶有原町 1-59	出雲市
マザーズコーナー	0853(24)8044	〒693-0001 出雲市今市町 2065 パルメイト出雲 2 階	
益田公共職業安定所	0856(22)8609	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 1 階	益田市、鹿足郡（津和野町、吉賀町）
雲南公共職業安定所	0854(42)0751	〒699-1311 雲南市木次町里方 514-2	雲南市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
石見大田公共職業安定所	0854(82)8609	〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1	大田市

総合労働相談コーナー	電話番号
島根労働局総合労働相談コーナー（島根労働局内）	0852(20)7009
松江総合労働相談コーナー（松江労働基準監督署内）	0852(40)2939
出雲総合労働相談コーナー（出雲労働基準監督署内）	0853(21)1240
浜田総合労働相談コーナー（浜田労働基準監督署内）	0855(22)1840
益田総合労働相談コーナー（益田労働基準監督署内）	0856(22)2351



厚生労働省

島根労働局

労働基準監督署・公共職業安定所

島根労働局のホームページはこちら →

